

可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託

要求水準書

令和5年 1 月

鹿島地方事務組合

目次

第1章 総則	1
第1節 特記事項	1
1. 適用範囲	1
2. 基本事項	1
第2節 業務要件	3
1. 一般事項	3
2. 要求水準書等の遵守	6
3. 指導及び報告	6
4. 検査等	6
5. 関連行事への参加	6
6. 保険への加入	6
7. 許認可等の取得	6
第3節 性能保証事項	7
1. 基本事項	7
2. 性能保証事項	7
第4節 搬出入車両	11
1. 搬入車両	11
2. 退出車両(2回計量)	11
3. 搬出車両	11
4. その他車両	11
第2章 運転管理体制	12
第1節 運転管理条件	12
1. 関連図書	12
2. 企画提案書類の変更	12
3. 要求水準書記載事項	12
第2節 運転管理体制	12
1. 組織体制	12
2. 有資格者及び職員の配置	13
第3章 受付・搬入管理業務	14
第1節 計量業務	14
1. 一般事項	14
2. 計量受付	14
3. ごみ処理量の把握	14

4.報告	15
5.展開検査.....	15
6.磁気カードの管理	15
第2節 手数料収納業務.....	16
1.一般事項	16
2.手数料の範囲	16
3.月例処理.....	16
4.報告	16
第3節 システム.....	17
1.一般事項	17
2.設定変更等	17
第4章 運転管理業務.....	18
第1節 基本事項	18
1.運転管理	18
2.運転条件.....	18
3.運転管理計画書の作成.....	18
4.運転管理マニュアルの作成	18
5.日報等の作成及び保管	18
6.処理困難物の取扱い.....	18
7.事業活動に伴い発生する廃棄物の取扱い.....	19
第2節 適正運転の確認.....	19
1.各種定期分析	19
2.搬出物の保管及び積込	20
3.有価物の売却	20
4.日常点検作業	20
5.運転管理記録	20
第5章 用役管理業務.....	21
第1節 用役調達管理計画書.....	21
第2節 用役の調達及び管理.....	21
第3節 特定部品の調達.....	22
第6章 維持管理業務.....	23
第1節 基本事項	23
1.対象範囲の維持管理	23
2.施設の機能維持	23
3.機器台帳の作成・管理.....	23
4.清掃	23

5.精密機能検査	23
第2節 保守管理業務	23
1.保守管理計画書の作成	23
2.点検・検査実施計画書の作成.....	23
3.点検・検査の実施	24
第3節 補修工事業務	24
1.補修工事計画書の作成	24
2.補修工事实施計画書の作成.....	24
3.補修工事の実施	24
第4節 更新工事業務	25
1.更新工事計画書の作成	25
2.更新工事实施計画書の作成.....	25
3.更新工事の実施	25
第5節 改良保全.....	25
第6節 その他.....	25
第7章 環境管理業務	26
第1節 測定管理業務.....	26
1.環境管理計画書の作成	26
2.測定・分析.....	26
第2節 安全衛生管理業務	26
1.作業環境管理計画書の作成	26
2.労働安全衛生及び作業環境管理	26
第8章 防災管理業務	28
第1節 防災管理業務.....	28
第2節 二次災害の防止.....	28
第3節 緊急時対応マニュアルの作成.....	28
第4節 自主防災組織の整備	28
第5節 防災訓練の実施.....	28
第6節 事故報告書の作成	28
第9章 その他関連業務.....	29
第1節 植栽管理	29
第2節 防火・防犯.....	29
1. 防火管理	29
2. 防犯管理.....	29
第3節 見学者対応	29
第4節 住民対応.....	29

第5節 各種申請書類作成	30
第6節 セルフモニタリング	30
第10章 業務実施状況の監視(モニタリング)	31
第1節 基本的な考え方	31
第2節 モニタリングの考え方	31
第3節 第三者機関への委託	31
第4節 改善要求等	31
第5節 モニタリングの項目	32
第11章 本業務期間終了時における事項	33
第1節 本業務終了後の検討	33
第12章 その他留意事項	34
第1節 基幹的設備改良工事	34

第1章 総則

第1節 特記事項

1. 適用範囲

本要求水準書は、鹿島地方事務組合(以下、「甲」という。)が発注する可燃ごみ処理施設長期包括運営業務(以下、「本業務」という。)について、甲の要求する水準を示すものである。

本要求水準書は、本業務の基本的な内容を定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても、本業務の運営事業者(以下、「乙」という。)の責任において全て完備及び遂行すること。

なお、本要求水準書に明記されている事項を上回る提案がある場合には、これを妨げるものではない。

2. 基本事項

1)事業名

可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託

2)事業実施場所

茨城県神栖市東和田 21-11

3)業務内容

本業務における業務内容は、可燃ごみ処理施設(以下、「本施設」という。)に関する受付・搬入管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、環境管理業務、防災管理業務及びその他関連業務とする。

具体的な業務項目は、第3章から第9章に示すとおりとする。

あわせて、本業務の契約に係る詳細条件は、「業務委託契約書(案)」のとおりとする。

4)業務期間

本業務の実施期間は、令和5年度の契約締結日の翌日から令和6年3月31日までを準備期間(試運転を含む)とし、正式な運営委託期間は令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。

なお、準備期間中に実施する試運転の開始予定日は令和5年12月1日とする。

5)対象施設

本業務の対象となる本施設の概要は、以下のとおりとする。

項目	概要
施設名称	可燃ごみ処理施設
施設規模	230t/日(115t/日×2 炉)
燃焼方式	全連続燃焼方式
供用開始	令和6年4月(予定)
設計・施工	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
受入供給設備	ピット&クレーン方式(ピット容量:4,200m ³ (3.6 日分)) ダンピングボックス
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式(全ボイラ)
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、乾式排ガス処理設備
通風設備	平衡通風方式
余熱利用設備	蒸気タービン発電及び電気式場内給湯 廃熱ボイラ(発電出力:4,880kW) 高圧受電(3,500kW まで逆潮流可能)
給水設備	生活用水(上水) プラント用水(再利用水及び上水)
排水処理設備	ごみ汚水(蒸発酸化処理) プラント排水(クローズド方式) 生活排水(下水道放流)
灰出設備	主灰(常時:灰ピット方式) 飛灰(常時:貯留槽) 飛灰(緊急時:薬剤処理方式)
電気計装設備	電気設備:高圧 計装設備:中央集中管理方式

第2節 業務要件

1.一般事項

1)所有権

本施設は本業務期間中(その定義は業務委託契約書(案)に従う。以下同じ。)においても、甲が所有する。

2)適正な運転管理

乙は、本施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安全・安心を与えられる運転管理に努めること。

3)廃棄物の適正処理

乙は、本施設に搬入される廃棄物を滞ることなく適正に処理すること。

4)業務体制

本施設の操業は 24 時間連続運転とするが、管理体制は乙が提案し、甲が同意した内容によるものとする。

5)服装

作業員の服装は名札を付けた作業服で統一すること。

また、本施設の運転管理に必要となる適切な保護具等を着用すること。

6)清掃

乙は、本施設及び敷地内について日常及び定期的に清掃を行い、本施設の美化に努めること。

7)設備・機材の貸与

乙は、甲が貸与した設備や機材を適切に管理すること。

また、貸与した設備や機材については、本業務の目的外に使用することは認めない。

あわせて、乙の過失により、紛失、破損または損傷した場合、乙の責任において費用負担のうえ復旧等を行うこと。

8)書類の作成及び提出

乙は、以下に示す各種書類を作成すると同時に、甲に提出すること。

項目	確認書類	備考
組織体制	組織図	事業開始前
	緊急連絡体制	事業開始前

項目	確認書類	備考
受付・搬入管理業務	統計データ(搬入量等)	日・月・年
	統計データ(手数料関連)	日・週・月・年
	展開検査報告書	展開検査時
	受託事務実績報告書	収納金額に関する事項
運転管理業務	運転管理計画書	毎年作成(月・年)
	運転管理マニュアル	事業開始前
	分析結果報告書	年・都度
	有価物売却益報告書	月・年
	統計データ(運転)	日・月・年
	統計データ(用役)	日・月・年
	日常巡回点検記録	日
用役管理業務	用役調達管理計画書	事業開始前 月・年
維持管理業務	保守管理計画書	事業開始前
	点検・検査実施計画書	毎年作成
	点検・検査報告書	毎年作成
	補修工事計画書	事業開始前
	補修工事実施計画書	毎年作成
	補修工事報告書	毎年作成
	更新工事計画書	事業開始前
	更新工事実施計画書	毎年作成
	更新工事報告書	毎年作成
	精密機能検査報告書	3年毎
環境管理業務	環境管理計画書	事業開始前
	作業環境管理計画書	事業開始前
	作業管理報告書	毎年作成
	訓練状況報告書	実施時
防災管理業務	緊急時対応マニュアル	事業開始前
	防災訓練報告書	実施時
	事故報告書	事故発生時
その他関連業務	植栽管理計画書	事業開始前
	植栽管理報告書	毎年作成
	セルフモニタリング計画書	事業開始前
	セルフモニタリング報告書	毎月作成
その他	その他必要となる計画書	

9)安全管理

乙は、第7章第2節に示す内容を遵守すること。

10)火気の使用

乙は、甲と協議した場所以外で火気を使用しないこと。

11)事故発生時の措置

乙は、第8章第6節に示す内容を遵守すること。

12)損害賠償

本業務における損害賠償の負担は、原則としてリスク分担表に示すとおりとする。

なお、「制度・法令リスク」とは、制度・法令が変更されることによる避けがたい影響のことを指し、乙が法令順守の責任を負わないという趣旨ではない。

リスク項目			分担		リスクの内容・考え方等
			甲	乙	
共通	制度・法令リスク		○		乙でコントロール不能なリスク
	税制リスク	民間事業者の利益に課される税		○	乙の負担
		上記以外	○		乙でコントロール不能なリスク
	物価変動リスク		○	△	物価変動の変動率に応じた負担
	不可抗力リスク		○	△	予見の可否に応じた負担
	住民対応リスク		○	○	帰責事由に応じて負担
	建設工事遅延リスク		○		建設工事遅延に伴う運営事業費に関するリスク
	第三者賠償		○	○	帰責事由に応じて負担
運営段階	性能リスク	提示条件不備、要求変更	○		甲の役割
		運転・維持管理に起因するもの		○	乙の役割
	施設・設備損傷リスク	事故や災害発生等	○	○	帰責事由に応じて負担
		第三者による施設破損	○		乙でコントロール不能なリスク
	不適正ごみ混入リスク		○	△	帰責事由に応じて負担
	ごみ量変動リスク		○		甲の役割
	ごみ質変動リスク	高質・低質の範囲外	○		乙でコントロール不能なリスク
事業終了段階での施設の性能確保				○	性能保証値が遵守できない場合は乙が修復

13)環境保全

乙は、廃棄物の処理にあたり、環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

14)広報への協力

乙は、甲が搬入ごみ等に関する広報を行う場合、必要な協力を行うこと。

15)報告会

乙は、原則として毎月1回の頻度で甲と報告会を行い、本業務の円滑な実施に努めること。

2.要求水準書等の遵守

乙は、本業務期間中、要求水準書、契約書及び企画提案書などに記載された要件を遵守すること。

3.指導及び報告

乙は、本業務期間中、甲及び関係官公庁等の指導に従うこと。また、本業務に関連する事項について報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

4.検査等

乙は、甲が立ち入り検査を行う場合は、協力すること。また、本業務においては、第 10 章に示す業務実施状況の監視(モニタリング)を行うため、これを遵守すること。

5.関連行事への参加

乙は、本業務実施場所及び周辺企業等が行う行事に対して、積極的に参加すること。

6.保険への加入

甲は、本施設に係る建物及び据付機械装置等の火災及び地震による災害等を対象として、公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入する。

乙は、本業務に伴うリスクに対応できるように、公益社団法人全国都市清掃会議の廃棄物処理プラント保険(または同等の保険)、労働災害保険、第三者損害賠償責任保険等(加入・保険料負担:乙)の必要な保険に加入すること。なお、各種保険への加入に関しては甲に報告し、甲が不十分と考えた場合は、甲が十分と考える内容の保険に加入するものとする。

7.許認可等の取得

乙は、本業務開始までに必要となる全ての許認可等を取得し、業務期間中維持すること。

なお、業務期間中に新たに必要となる許認可等が発生した場合についても同様に対応すること。

第3節 性能保証事項

1. 基本事項

乙は、適切な運転管理等により、本施設に搬入されたごみを遅滞なく焼却処理すると同時に、本施設の以下の性能保証事項、公害防止基準値、各種法定基準等を満たすよう本施設を運営すること。

2.性能保証事項

1)処理能力

本施設のごみ処理能力は、下記のとおりとする。

1 号炉:115t/24 時間

2 号炉:115t/24 時間

2)余熱利用

本施設の余熱利用方法として、廃熱を利用した蒸気タービンによる発電を行うため、最大限の発電に努めること。なお、発電による収益は、甲に帰属するものとする。

廃熱ボイラ(発電出力:4,880kW)

高圧受電(3,500kW まで逆潮流可能)

3)焼却条件

①計画ごみ質

項 目		低 質	基 準	高 質
水分	(%)	57	38	17
可燃分	(%)	37	56	76
灰分	(%)	6	6	7
低位発熱量	(kJ/kg)	5,870	9,690	13,520
単位容積重量	(kg/m ³)	192	166	141
元素組成	炭素	(%)	25.72	
	水素	(%)	3.61	
	窒素	(%)	0.46	
	硫黄	(%)	0.01	
	塩素	(%)	0.19	
	酸素	(%)	26.51	

②処理対象物

種別	内容	計画処理量
可燃ごみ	鹿嶋市及び神栖市	39,251 t/年
可燃残渣	鹿嶋市及び神栖市のリサイクル施設の可燃残渣	10,793 t/年
災害廃棄物※	災害時に発生した廃棄物	9,466 t/年
脱水汚泥等	鹿嶋市及び神栖市のし尿処理施設の脱水汚泥等	2,409 t/年

※災害発生時のみ処理を行うものとする。

③燃焼室出口温度

850℃以上

④ガス滞留時間

2 秒以上

⑤煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度

30ppm 以下(O₂12%換算値の 4 時間平均値)

⑥安定燃焼

100ppm を超える CO 濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと。

⑦熱しゃく減量

5%以下

4)公害防止値

本施設の運転時における各種基準値を遵守すること。

①排ガス基準値

項目	基準値	備考
ばいじん	0.01g/Nm ³ 以下	O ₂ 12%換算値
硫黄酸化物	30ppm 以下	
塩化水素	50ppm 以下	O ₂ 12%換算値
窒素酸化物	50ppm 以下	O ₂ 12%換算値
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	O ₂ 12%換算値
水銀	30 μg/Nm ³ 以下	

②排水基準値

本施設はクロードシステムを採用していることから、施設からの排水はないため、対象外とするが、生活排水については下水道放流とするため、下記の基準を遵守した運用とすること。

水質項目	基準値
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	1Lにつき 380mg 未満
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	1Lにつき 5 日間に 600mg 未満
化学的酸素要求量	1Lにつき 600mg 未満
浮遊物質量	1Lにつき 600mg 未満
油脂類含有量	1Lにつき 20mg 未満
下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項の各号に掲げる物質	当該各号に定める数値

③騒音基準値

本施設から発生する騒音の敷地境界における基準値は、以下のとおりとし、乙は騒音発生の抑制に配慮した運転に努め、これを遵守すること。

時間区分	朝	昼間	夕方	夜間
時刻	5:00～7:00	7:00～19:00	19:00～22:00	22:00～5:00
基準	75dB	75dB	75dB	65dB

④振動基準値

本施設から発生する振動の敷地境界における基準値は、以下のとおりとし、乙は振動発生の抑制に配慮した運転に努め、これを遵守すること。

時間区分	昼間	夜間
時刻	7:00～19:00	19:00～7:00
基準	70dB	60dB

⑤悪臭基準値

本施設から発生する悪臭の敷地境界における基準値は、以下のとおりとし、乙は悪臭発生の抑制に配慮した運転に努め、これを遵守すること。

悪臭物質	基準値	悪臭物質	基準値
アンモニア	2 ppm	イソバレルアルデヒド	0.006 ppm
メチルメルカプタン	0.004 ppm	イソブタノール	4 ppm
硫化水素	0.06 ppm	酢酸エチル	7 ppm
硫化メチル	0.05 ppm	メチルイソブチルケトン	3 ppm
二硫化メチル	0.03 ppm	トルエン	30 ppm
トリメチルアミン	0.02 ppm	スチレン	0.8 ppm
アセトアルデヒド	0.1 ppm	キシレン	2 ppm
プロピオンアルデヒド	0.1 ppm	プロピオン酸	0.07 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03 ppm	ノルマル酪酸	0.002 ppm
イソブチルアルデヒド	0.07 ppm	ノルマル吉草酸	0.002 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02 ppm	イソ吉草酸	0.004 ppm

⑥焼却灰及び飛灰処理物の基準

本施設では、焼却灰及び飛灰は外部での資源化を行う方針としている。

資源化先の都合により、焼却灰及び飛灰が搬出できない場合などは、原則として、以下に示す基準値(飛灰は薬品処理した処理飛灰)を遵守させること(放射能除く)。

項目	基準値	備考
アルキル水銀化合物	検出されないこと	溶出基準
総水銀	0.0016 mg/L 以下かつ 15mg/kg 以下	溶出基準 含有基準
カドミウム	0.03 mg/L 以下	溶出基準
鉛	0.1 mg/L 以下	溶出基準
六価クロム	0.5 mg/L 以下	溶出基準
ひ素	0.1 mg/L 以下	溶出基準
セレン	0.1 mg/L 以下	溶出基準
フッ素	3.0 mg/L 以下	溶出基準
ホウ素	3.0 mg/L 以下	溶出基準
1,4 ジオキサン	0.16 mg/L 以下	溶出基準
ダイオキシン類	0.4ng-TEQ/g 以下	含有基準
放射能	300Bq/kg 以下	

※上記の表は、外部処理を計画している民間施設の基準値を示している。

第4節 搬出入車両

本敷地内に搬入・搬出する車両は、以下を基本とする。

1.搬入車両

①収集車両(委託分)	2～4t パッカー車	(計量対象)
②収集車両(許可分)	2～4t パッカー車	(計量対象)
③中継車	10t 中継車	(計量対象)
④登録車両(継続搬入事業者分)	普通車、4t平ボディ、10tダンプ	(計量対象)
⑤未登録車両(一般持込分)	普通車、4t平ボディ	(計量対象)
⑥汚泥搬入車両	4～7.8t 脱着式コンテナ搭載トラック	(計量対象)
⑦災害廃棄物	10t天蓋付ダンプ	(計量対象)
⑧薬品・燃料等	10t ローリー車	(※必要に応じて計量対象)

2.退出車両(2回計量)

①未登録車両(一般持込分)	普通車、4t平ボディ	(計量対象)
②災害廃棄物	10t天蓋付ダンプ	(計量対象)
③薬品・燃料等	10t ローリー車	(※必要に応じて計量対象)

3.搬出車両

①焼却主灰	10t天蓋付ダンプ	(計量対象)
②飛灰	粉粒体運搬車	(計量対象)
③金属類	10t天蓋付ダンプ	(計量対象)

4.その他車両

甲は本施設に重機等を配置しないため、乙が本業務において重機等を必要とする場合は、乙の所掌範囲で新たに調達するものとし、調達費用は乙が負担すること。

第2章 運転管理体制

第1節 運転管理条件

1.関連図書

本業務は、以下の関連図書類に基づいて行うものとする。

- ①契約書
- ②公募説明書
- ③要求水準書
- ④企画提案書類
- ⑤その他、甲と乙が合意したもの

2.企画提案書類の変更

乙は、提出された企画提案書類の内容を原則として変更できない。

ただし、甲の指示により変更する場合、及び事業期間中に要求水準書に適合しない箇所が確認された場合は、この限りではない。

3.要求水準書記載事項

要求水準書に記載した事項は、基本的内容について定めたものであるため、業務期間中において施設の信頼性やサービスの向上につながる提案があれば、これを妨げるものではない。

そのため、乙は要求水準書に明記していない事項であっても、業務遂行に必要なものや事業の性格上当然必要と考えられるものについては、乙の責任において対応すること。

第2節 運転管理体制

1.組織体制

本業務の実施に必要となる組織体制を構築した組織図を作成し、甲に報告すること。

その際、以下に示す人員及び後述する有資格者を確実に配置すること。

- ①総括責任者(最高責任者)
- ②副総括責任者(総括責任者の補佐または業務代行能力を有した人員)

あわせて、平時及び緊急時の連絡体制を整備するものとし、甲に報告すること。

なお、組織体制及び連絡体制を変更する場合は、事前に甲と協議のうえ、変更すること。

2.有資格者及び職員の配置

本業務の実施に必要な有資格者及び職員を配置すること。

なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び職員の兼任を可能とする。

以下に、参考として有資格者リストを示す。

なお、下記のリストはあくまでも参考であり、法令の変更等により、下記以外の資格が必要になった場合も、乙はその有資格者を法令に従って配置する。

【主な有資格者リスト】

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)	本施設の維持管理に関する技術上の業務担当
第2種酸素欠乏危険作業主任者	作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
クレーン特別教育修了者等	吊上荷重 5t未満のクレーンの運転
フォークリフト運転技能者	フォークリフトの運転
第3種電気主任技術者以上	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安・監督
第2種ボイラー・タービン主任技術者以上	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安・監督
エネルギー管理員	エネルギー消費設備の維持管理及び改善・監督等
特定化学物質作業主任者	焼却灰の取扱、焼却炉及び集じん器等の保守点検
ダイオキシン類業務に係る作業指揮者	焼却炉等の運転、点検作業を行う作業場の指揮

【その他必要に応じて配置する有資格者リスト】

資格の種類	主な業務内容
公害防止管理者	公害を発生させないための監督
第1種電気工事士	一般電気工作物及び自家用電気工作物の作業
二級ボイラー技士等	第1・2種圧力容器の取扱作業
有機溶剤作業主任者	有機溶剤を取扱う作業場の指揮・監督
ガス溶接技能有資格者	可燃ガス及び酸素を用いて行う溶接・溶断の作業
アーク溶接技能資格者	アークを用いて行う溶接・溶断の作業
その他	その他の有資格者

第3章 受付・搬入管理業務

第1節 計量業務

1. 一般事項

計量業務に関する一般事項は、以下に示す項目を遵守すること。

- ①本施設に搬入されるごみに関する受付窓口業務(電話対応含む)、計量システムの操作(重量計量)、受入条件の適否確認及び搬入車両の誘導、ごみ処理手数料の収納を行うこと。
- ②本施設に個人または事業者が直接ごみを持ち込む場合、受付時に対象地域の住民または事業者であることを確認すること。
- ③計量カード(以降、「磁気カード」)を持参した事業者及び公共団体については、磁気カードでの計量を行うものとするが、磁気カードを忘れた場合については、一般持込用の予備カードを利用して対応すること。
- ④本施設から搬出する資源化物等(主灰・飛灰など)の重量を計量すること。
- ⑤プラットホームにおいて、ごみ搬入車両に対して荷下ろし場所の誘導を行うこと。
- ⑥作業場所の清掃を行うこと。

2. 計量受付

1) 受付日

本施設の受付日は、年末年始及び日曜日を除く、月曜日から土曜日までとする。

2) 受付時間

本施設の受付時間は、前述した受付日の午前9時00分から午後4時00分までとする。

なお、受付時間外においても、甲が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

3) 受付管理

受付管理として、以下の事項を行うこと。

- ①計量室においてプラットホーム入口付近のITVからプラットホーム内の混雑状況を判断し、車両の搬入タイミングを調整すること。
- ②1回計量車両に対して、搬入用計量機での計量時に伝票を発行すること。
- ③対象地域の住民または事業者ではない場合、受入を行わないと同時に、甲に報告すること。

3. ごみ処理量の把握

ごみ処理量については、以下の項目を把握すること。

- ①持込車両の種類ごとに、台数及び持込量を把握すること。
- ②資源化物等の搬出量を把握すること。

4.報告

乙は、以下の項目を甲に報告すること。

- ①本施設のごみ搬入量等に関する統計データを活用し、月報及び年報として報告すること。
- ②日報は、甲の要請に応じて必要に応じて報告すること。
- ③ごみ搬入量等の統計データは、甲の要請に応じて発行すること。
- ④月報、年報などの報告内容は、事前に甲と協議を行うこと。

5.展開検査

1)個人または事業者が直接ごみを持ち込む場合

- ①乙は、ダンピングボックスへ投入前に、持ち込まれたごみに禁忌品(水銀含有物など)が混入していないことを確認すること。
- ②本施設の処理対象物とならないものについては、搬入者に返却して受け入れないものとし、併せてその旨を甲に報告すること。

2)許可業者が持ち込む場合

- ①乙は月1回の頻度で、2台以上の収集車両の展開検査を行うこと。
- ②展開検査の実施時期については、乙で計画し、甲に報告するものとし、必要に応じて甲も立会を行う。
- ③展開検査の結果については、事前に甲と協議を行い、報告書を作成すること。
- ④展開検査において禁忌品(水銀含有物など)や対象地域外のごみが混入していた場合は、甲に報告することとし、禁忌品(水銀含有物など)は搬入者に返却すること。
- ⑤ただし、対象地域外の可燃ごみが確認された場合は、原則として本施設で処理を行うものとするが、本施設の稼働に著しく影響を及ぼす性状であった場合は、甲と協議を行うこと。

6. 磁気カードの管理

ごみ収集に関する委託業者、許可業者及び公共機関等には、本施設供用前に計量用の磁気カードの発行・登録を行っているが、令和6年4月以降の磁気カードの登録・修正・再発行・削除などは乙が行うこと。

また、磁気カードを保有する事業者等の企業名、住所等に変更があった場合、甲の要請に応じ、速やかに計量システムのデータを更新すること。

なお、磁気カードの補充が必要となった場合は、甲が必要数を補充するものとする。

第2節 手数料収納業務

1. 一般事項

手数料収納業務に関する一般事項として、以下に示す項目を遵守すること。

- ①乙は甲の指示に従い、相互に密接に連絡しながら、手数料収納事務を行うこと。
- ②処理料金は、磁気カードでの数量把握による後日請求、現金による当日請求にも対応すること。
- ③乙は収納した手数料を、収納した日の翌営業日中に納付書により、甲の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。
- ④収納日が土曜日であった場合は、収納した日の翌日以降、指定金融機関の直近の営業日に払い込むものとし、この期間は乙が収納した手数料を保管すること。
- ⑤乙は定期的に事業者等が収納した処理料金を把握すること。
- ⑥搬入者の依頼に基づき納付書の再発行が必要となる場合は、これに対応すること。
- ⑦また、搬入者に未納があった場合、督促状を発行すること。ただし、発送は甲が行うものとする。
- ⑧乙は甲の財務会計規則を遵守すること。

2. 手数料の範囲

甲が乙に収納を委託する手数料は、原則として神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成7年12月22日、条例第19号)の第4章第23条第1項から第5項に規定(同条例に示す別表第1のし尿等を除く)するものとする。なお、甲が独自に規約を策定した場合は、これに準じること。

3. 月例処理

乙は毎月の収納金額等を記載した受託事務実績報告書を作成し、翌月 15 日(土日祝祭日の場合はその翌日)までに甲に提出すること。なお、磁気カードで集計した事業者への納付書、明細書、公共機関への振替依頼書などの抽出を行うこと。ただし、納付書の発送は、甲が実施するものとする。

4. 報告

乙は、甲に下記の事項を報告すること。

- ①週、月、年間のごみ搬入手数料に関する集計表を、報告すること。
- ②日報は、甲の要請に応じて必要に応じて報告すること。
- ③甲の要請に応じてごみの搬入手数料に関する集計表の修正及び再発行を行うこと。
- ④報告内容は事前に甲と協議すること。

第3節 システム

1. 一般事項

システム管理に関する一般事項は、以下に示す項目を遵守すること。

- ①機器を適切に保守・更新しながら、本業務を履行すること。
- ②システム障害発生時には、早期に対応し、本施設の利用者に影響が生じないようにすること。

2. 設定変更等

計量システムに変更や更新が必要となった場合、下記の事項を遵守すること。

- ①甲がごみ搬入手数料を改定した場合は、料金設定のシステムを変更するものとし、適切に反映できているかを確認すること。なお、設定変更に伴う費用は、別途協議のうえ甲の負担とする。ただし、料金設定のシステムの変更事由が乙の都合による場合は、別途協議のうえ乙の負担とする。
- ②計量システムの更新が必要となった場合、甲と協議を行うこととし、本施設の利用者への影響を最小限とすること。
- ③更新する計量システムは現行システムの性能水準は最低限維持することとし、現行の帳票との整合性を確保すること。

第4章 運転管理業務

第1節 基本事項

1.運転管理

乙は、本施設に搬入される廃棄物につき各種関係法令及び本施設の公害防止基準等を遵守したうえで、本施設の各種設備を適正に運転しつつ、適正処理に努めること。

2.運転条件

1)年間運転日数

本施設の年間運転日数は、最大365日(または366日)とし、詳細は運転管理計画書に記載すること。

2)性能保証

第1章第3節参照。

3)公害防止値

第1章第3節2.4)参照。

3.運転管理計画書の作成

乙は、本施設の基本性能を発揮させると同時に、搬入されたごみを適正に処理することを目的とした運転管理計画書(年間及び月間)を作成すること。作成した運転管理計画書(年間及び月間)を年度中に変更する場合は、甲と協議を行うこと。

4.運転管理マニュアルの作成

乙は、本施設の操作手順や方法について、作業員の安全面に十分に配慮したうえで、各機器の取扱説明書等に基づいた運転管理マニュアルを作成すること。

乙は、作成した運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すると同時に、本業務遂行による経験則から運転管理マニュアルに変更が必要と考えられる場合は、適時改訂を行うこと。

5.日報等の作成及び保管

乙は、業務日報、月報等を作成・保管すると同時に、本業務に関する履歴情報などの必要となるデータも適切に保管すること。

6.処理困難物の取扱い

本施設に搬入されたごみを起源とした処理困難物が確認された場合、乙は甲に報告することとし、乙の費用負担で各種関係法令を遵守した処理を行うこと。

7.事業活動に伴い発生する廃棄物の取扱い

乙は、本業務活動に伴い発生する各種廃棄物を適正に処分すること。

第2節 適正運転の確認

1.各種定期分析

乙は、本施設の運転が関係法令及び第1章第3節に示す条件を満たしていることを確認するため、下記の項目の分析を実施し、分析結果を甲に報告すること。

あわせて、年間をとおして分析した結果は、分析結果報告書としてとりまとめること。

なお、乙は関係法令及び規格等を遵守すると同時に、適切な第三者機関での分析を行うこと。

区分	測定項目	測定頻度
ごみ質	種類組成 三成分 低位発熱量 単位容積重量	4 回/年以上
排ガス	ばいじん 硫黄酸化物 窒素酸化物 塩化水素 水銀 ダイオキシン類	2 回/年以上(各炉) 2 回/年以上(各炉) 2 回/年以上(各炉) 2 回/年以上(各炉) 2 回/年以上(各炉) 1 回/年以上(各炉)
焼却灰	熱しゃく減量 ダイオキシン類 重金属類(溶出試験)	1 回/月 1 回/年以上 1 回/年以上
飛灰(処理後) ※飛灰処理設備利用時に実施	ダイオキシン類 重金属類(溶出試験)	1 回/年以上
作業環境	粉じん ダイオキシン類	1 回/年以上
騒音	敷地境界(2 箇所以上)	1 回/年
振動	敷地境界(2 箇所以上)	1 回/年
悪臭	悪臭物質 敷地境界(2 箇所以上) 臭気指数 敷地境界(2 箇所以上)	1 回/年

2.搬出物の保管及び積込

乙は、本施設より搬出される搬出物について、以下に示す内容を遵守すること。

- ①本施設にて発生する焼却灰及び飛灰を適正に保管、管理すると同時に、搬出時の作業補助等を行うこと。
- ②焼却灰及び飛灰の処理・処分に関しては、甲が決定し、契約を行うものとし、費用負担は甲が行うものとするが、処理過程で回収された処理不適物等は乙の費用負担で各種関係法令を遵守した処理を行うこと。

3.有価物の売却

乙は、本施設で回収された有価物について、以下に示す内容を遵守すること。

- ①本施設で回収された有価物は、乙の責任において売却すること。
- ②有価物の売却先は、可能な限り、甲を構成する市内業者を選定すること。
- ③売却益に関しては、別途報告書を作成し、甲に報告を行うこと。
- ④売却益については、乙の収益とする。

4.日常点検作業

乙は、以下に示す内容を遵守すること。

- ①機器異常の早期発見に努め、重大事故を未然に回避するように日常巡回点検を実施すること。
- ②日常巡回点検により、軽微な不具合が確認された場合は、各機器の取扱説明書等を参照して対処すること。
- ③日常巡回点検時等に、機器の補修機材で修理可能な不具合が確認された場合は、乙の責任において簡易修繕を実施すること。
- ④不具合の整備内容は、記録に残すこと。

5.運転管理記録

乙は、本施設の運転管理記録として、以下に示す内容を整理すること。

- ①統計データ(運転:処理量、稼働時間、排ガス濃度等)
- ②統計データ(用役:電気、水道、燃料、薬品等)
- ③日常巡回点検記録(不具合対処、簡易修繕含む)
- ④その他必要となるもの

第5章 用役管理業務

第1節 用役調達管理計画書

乙は、本業務開始までに、必要な用役の種類、調達量、調達方法及び管理方等を記載した用役調達管理計画書(年間・月間)を作成し、甲に報告すること。

なお、運用に伴い用役調達管理計画書を変更する場合は、事前に甲と協議のうえ、甲に報告すること。

[用役調達に関する一例]

電気：高圧受電

用水：上水及び再利用水

燃料：A重油、各種作動油等

薬品：消石灰、活性炭、アンモニアガス、キレート剤、防臭剤、機器冷却水薬剤、苛性ソーダ、塩酸、亜硫酸ソーダ、ボイラ薬剤、保缶剤、メタンガスボンベ、酸素ボンベ、窒素ボンベ等

第2節 用役の調達及び管理

用役の調達及び管理は、以下の事項を遵守すること。

- ①業務期間中、乙は用役調達管理計画書に基づき必要な燃料、薬品、油脂類等は、乙の責任において調達及び費用負担等を行うこと。ただし、必要に応じて使用する飛灰の薬剤処理に伴う費用負担については、使用量に応じて別途精算を行うことから、価格提案書には本費用を含まないこと。
- ②調達した燃料、薬品、油脂類等は常に安全に保管すると同時に、必要な際に支障なく使用できるように適切に管理すること。
- ③電気、水道等についても、乙の責任において調達及び費用負担等を行うこと。
- ④乙は、本業務の運営に必要となる電話及びインターネット回線について、電気通信事業者等と契約を行い、費用負担を行うこと。
- ⑤以下に示す諸室及び備品類等を乙に貸与する。なお、工具類や計測機器類等の追加または交換が必要となった場合は、乙の負担で調達・購入すること。

事務室、休憩室、更衣室、洗濯・乾燥室、脱衣室、シャワー室、便所、書庫
保守、軽修理に必要な工具類及び計測機器類
図書類(本施設の完成図書類)
その他(甲と乙が協議して定めた設備・部品)

- ⑥日常で利用する消耗品(トイレトペーパーなど)については、乙の責任において調達及び費用負担を行うこと。

- ⑦前述した用役の調達及び管理状況を、報告書としてとりまとめ、甲に報告すること。

第3節 特定部品の調達

乙は、本施設の性能の確保及び維持管理に必要となる特定部品の調達が必要となった場合は、甲に協力を求めることができる。なお、甲は本施設の施工業者と特定部品の供給に関する協定を締結する予定である。ただし、特定部品については本施設の施工業者からの調達を義務付けるものではないが、その場合、調達品を利用しても支障が無いことを甲に説明すると同時に、維持管理における不具合発生などの一切の責任を乙が負うものとする。

なお、参考として下記に、特許等に関するリストを示す。

登録番号	発明の名称
特許第 5273843	ストーカ式焼却炉における架設足場の組み立て方法
特許第 4446449	廃棄物の燃焼制御方法及びストーカ炉
特許第 4361907	燃料、特に廃棄物を焼却する方法
特許第 4701138	ストーカ式焼却炉及びその燃焼制御方法
特許第 4701140	ストーカ式焼却炉及びその燃焼制御方法
特許第 5013808	ストーカ式焼却炉の燃焼制御装置
特許第 5358234	ストーカ式焼却炉及びその運転方法
特許第 5422428	ストーカ式焼却炉及びその運転方法
特許第 5812630	廃棄物焼却プラント
特許第 5976337	焼却設備及び焼却設備の制御方法
特許第 6021603	焼却設備
特許第 6260058	ストーカ式焼却炉
特許第 6206694	管肉厚測定装置
特許第 4223459	廃棄物熱処理炉におけるクリンカ付着防止炉壁構造
特許第 5535506	ストーカ式焼却炉のノズル清掃装置
特許第 4104078	前火格子、及び、ストーカ炉
登録第 3219985	火格子
登録第 3189732	ごみ投入案内装置
特許第 6500306	排ガス減温システム
登録第 3212708	減温塔
特許第 4828133	脱硝装置及び脱硝方法
特許第 4766671	ガラス繊維バグフィルタの収納方法及び該収納体
特許第 5036577	バグフィルターろ布交換方法
特許第 4632374	水銀を含む焼却灰の水銀除去方法とその装置及び水銀を含む排ガスの処理装置
特許第 6439207	排ガス水銀除去システム
特許第 6539885	排ガス水銀除去システム

第6章 維持管理業務

第1節 基本事項

1.対象範囲の維持管理

乙は、関係法令等を遵守した上で、後述する保守管理計画書に基づき、乙の責任と費用負担で、本施設の適切な維持管理業務を行うこと。

2.施設の機能維持

乙は、本施設の基本性能を本業務期間にわたり維持すること。

3.機器台帳の作成・管理

乙は、本施設の設備、機器に係わる機器台帳を、今後実施する補修工事や更新工事等の内容を踏まえ、適時改定すること。

4.清掃

乙は、独自に清掃計画書を作成し、本業務期間を通じて本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

5.精密機能検査

乙は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施し、速やかに甲に報告すること。

精密機能検査の実施にあたり、甲が保有する情報が必要となる場合は、甲乙協議のうえ、提供するものとする。なお、精密機能検査の実施にあたっては、第三者機関を活用すること。

第2節 保守管理業務

1.保守管理計画書の作成

乙は、本業務開始までに、各種維持管理業務内容について、建築物や建築設備の保全も包括的に記載した保守管理計画書を作成し、甲に報告すること。

なお、保守管理計画書には、運転の効率性や安全性、操炉を考慮したうえで、本施設の日常点検、定期点検（法定検査含む）、保守工事（運営時の使い勝手や効率性を考慮した点検・修理・交換等を指す）などの内容を記載すること。

運営期間中に保守管理計画書の見直しが必要となった場合は、速やかに計画書の改定を行い、甲に報告すること。

2.点検・検査実施計画書の作成

乙は、保守管理計画書に基づいて、本施設の日常点検、定期点検（法定検査含む）、保守工事に関する点検・検査実施計画書を作成すること。なお、点検・検査実施計画書は、前年度の実施状況を踏まえて毎年作成するものとし、甲に報告すること。

3.点検・検査の実施

乙は、点検・検査実施計画書に基づいて、本施設の点検・検査を実施すること。

日常点検で異常が発見された場合や、故障が発生した場合は、乙の所掌範囲で臨時点検を実施すること。

点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または甲との協議による年数保管すること。

なお、点検・検査結果については報告書を作成し、甲に提出すること。

第3節 補修工事業務

1.補修工事計画書の作成

乙は、本業務開始までに、本業務期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、甲に報告すること。

なお、「補修工事」とは、本施設の劣化した部分、部材、機器または低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指すものとする。

本業務期間中に補修工事計画書の見直しが必要となった場合は、速やかに計画書の改定を行い、甲に報告すること。

2.補修工事実施計画書の作成

乙は、補修工事計画書に基づいて、補修工事実施計画書を作成すること。

なお、補修工事実施計画書は、前年度の実施状況を踏まえて毎年作成するものとし、甲に報告すること。

3.補修工事の実施

乙は、補修工事実施計画書に基づいて、本施設の性能水準を維持するための補修工事を実施すること。なお、補修工事の費用は乙が負担する。

乙は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行うこと。

あわせて、年度内で実施した補修工事については、それぞれ報告書を作成すると同時に、年間報告書としてとりまとめ、甲へ報告すること。

第4節 更新工事業務

1.更新工事計画書の作成

乙は、本業務開始までに、本業務期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、甲に報告すること。なお、「更新工事」とは、本施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。ただし、大規模修繕工事(基幹的設備改良工事含む)のような更新工事(参考例は第12章を参照)は対象としない。

本業務期間中に更新工事計画書の見直しが必要となった場合は、速やかに計画書の改定を行い、甲に報告すること。

2.更新工事实施計画書の作成

乙は、更新工事計画書に基づいて、更新工事实施計画書を作成すること。

なお、更新工事实施計画書は、更新工事が必要となる年度に作成するものとし、更新工事実施前までに詳細な計画書としてとりまとめ、甲に報告すること。

3.更新工事の実施

乙は、更新工事实施計画書に基づいて、本施設の性能水準を維持するための更新工事を実施すること。なお、更新工事の費用は乙が負担する。

乙は、更新工事が完了した時は、試運転及び性能試験を行うこと。

更新工事の性能試験及び完成状況については、甲は立会するものとする。

あわせて、年度内で実施した更新工事については、それぞれ報告書を作成すると同時に、年間報告書としてとりまとめ、甲へ報告すること。

第5節 改良保全

甲及び乙は、本施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができる。

改良保全の提案が行われた場合、改良保全の条件及び内容、本施設への影響などについて、甲、乙及び建設工事請負事業者の3者協議を行ったうえで、改良保全の可否を判断する。

なお、改良保全を実施することが確定した場合、第4節に示す手続きを準用するものとし、費用は乙が負担すること。

第6節 その他

本施設の設計・施工に起因する故障及び不可抗力(暴風・豪雨・洪水・地震・騒乱・暴動などの自然的又は人為的な現象のうち、通常予見が困難な事象)により、損傷が発生した場合は、乙は速やかに応急措置を施し、甲に報告すること。

第7章 環境管理業務

第1節 測定管理業務

1.環境管理計画書の作成

乙は、本業務期間中の環境保全基準の順守状況を確認するために必要となる測定項目、方法、頻度、時期を定めた環境管理計画書を作成し、甲に報告すること。なお、乙が本施設の環境管理のために環境管理計画書を改定する場合は、甲に報告すること。

2.測定・分析

環境管理計画書で定めた測定・分析については、乙と資本関係に無い法的資格を有する第三者機関により実施すること。また、本施設に備え付ける公害監視計器については、機器の精度管理を行いつつ、環境管理基準値を遵守すること。なお、計測・分析結果については、甲に報告すること。

第2節 安全衛生管理業務

1.作業環境管理計画書の作成

乙は、本業務期間中の作業環境管理基準の順守状況を確認するために必要となる測定項目、方法、頻度、時期を定めた作業環境管理計画書を作成し、甲に報告すること。なお、乙が作業環境管理計画書を改定する場合は、甲に報告すること。

2.労働安全衛生及び作業環境管理

労働安全衛生法等関連法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、運営管理上及びダイオキシン類への暴露防止の上で必要な管理者、組織等を整備すること。

整備した安全衛生管理体制については、前述した作業環境管理計画書に記載するものとし、体制を変更する場合は速やかに甲に報告すること。

なお、本施設の労働安全衛生及び作業環境管理については、下記の事項に留意すること。

- ①作業に必要となる保護具や測定器等を整備し、従業者に使用させること。
- ②保護具や測定器等は定期的に点検し、安全な状態を維持すること。
- ③「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第401号の2、平成13年4月25日)に基づき、ダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、これを遵守すること。
- ④日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題があることが判明した場合、甲、乙及び建設工事請負事業者と3者で協議の上、乙は本施設の改善を提案すること。
- ⑤労働安全衛生法等関連法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果等を甲に報告すること。

- ⑥乙は、従事者に対して定期的に安全衛生教育及び安全確保に必要な訓練を行うものとし、訓練状況を報告書としてとりまとめること。
- ⑦本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、作業環境を常に良好に保つこと。

第8章 防災管理業務

第1節 防災管理業務

乙は、本施設の要求性能を発揮し、公害防止条件等を遵守すると同時に、消防法・建築基準法等の各種関係法令に配慮した適切な防災管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

乙は、本施設全体の防災に努め、災害・機器の故障・停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急時対応マニュアルの作成

乙は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急時対応マニュアルを作成し、マニュアルに従った適切な対応を行うこと。

作成した緊急時対応マニュアルについては、必要に応じて改定すること。ただし、改定にあたっては、甲に報告すること。

第4節 自主防災組織の整備

乙は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、甲、自主防災組織、警察及び消防等への連絡体制を整備すること。なお、これらの体制を変更する場合は、速やかに甲に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

乙は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うものとし、実施状況を報告書としてとりまとめること。なお、訓練の開催については、事前に甲の参加について協議すること。

第6節 事故報告書の作成

乙は、事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を甲に報告すること。また、報告後速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、甲に提出すること。

第9章 その他関連業務

第1節 植栽管理

乙は、本施設の敷地内の植栽管理計画書(施肥・除草・害虫防除に関する事項含む)を作成し、甲の承諾を得て計画に基づく管理を行うこと。

なお、枯木が発生した場合は、原則として補植を行うことは要しないが、植栽管理に著しい問題があると判断される場合は、この限りではない。なお、植栽及び草刈り等の範囲は添付図に示す範囲とする。

第2節 防火・防犯

1. 防火管理

乙は、消防法等関連法令に基づき、当施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備し、甲に報告すること。

なお、防火管理方法や、管理体制については必要に応じて改善するものとし、変更する場合は、速やかに甲に報告すること。

また、同一敷地外で火災が発生した場合は、乙は安全に配慮できる範囲で初期消火作業に協力すると同時に、消防署への連絡を行うこと。

2. 防犯管理

乙は、本施設の警備・防犯体制を整備するものとし、甲に報告すること。

警備・防犯体制を変更する場合は、速やかに甲に報告すること。

なお、本施設の夜間・休日の施錠管理は、防犯管理に含むものとする。

また、本施設の警備・防犯管理において、警備設備の設置が必要な場合は、本施設に設置している空配管を利用して、乙の所掌で設置すること。

第3節 見学者対応

乙は、本施設の見学者の受付及び説明への対応(官公庁除く)を行うこととし、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

あわせて、乙は、見学者対応の受付時、説明対応実施時に、それぞれ甲に報告を行うこと。

第4節 住民対応

乙は、住民等との各種協定を十分に理解把握した上で、常に適切な本施設の運営を行うことにより、周辺の住民の信頼、理解、協力を得られるような運営に取り組むこと。

乙は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに甲に報告し、甲と協議の上、対応すること。

なお、周辺住民との協議が必要となった場合、乙は甲の要請に基づき協力すること。

第5節 各種関連書類作成

乙は、本業務の運営に関する事項について、甲が要請する各種関連書類の作成を行い、甲に提出すること。

第6節 セルフモニタリング

乙は、本業務の実施状況が、要求水準書及び事業者が作成した企画提案書、並びに運営マニュアル及び業務委託契約書等に定める要件を満たしていることを確認するため、セルフモニタリング計画書を作成のうえ、実施すること。

セルフモニタリングの項目、方法等については企画提案書に記載した内容を前提とし、協議により甲が指示した内容を踏まえたものとする。

なお、セルフモニタリング項目については、下記に示す内容は確実に行うこと。

項目	確認書類	備考
運転管理の実施体制	運転管理マニュアル	
	緊急対応マニュアル	
	運転管理計画書	
	用役調達管理計画書	
	保守管理計画書	
	補修工事計画書	
	更新工事計画書	
	環境管理計画書	
	作業環境管理計画書	
	植栽管理計画書	
	セルフモニタリング計画書	
定期モニタリング	統計データ(月・年)	搬入量、手数料、運転、用役、有価物売却
	報告書(年)	点検・検査、補修工事、更新工事、植栽管理
	報告書(月)	セルフモニタリング
	報告書(適時)	展開検査、分析結果、精密機能、防災訓練
	報告書(発生時)	事故報告

第10章 業務実施状況の監視(モニタリング)

第1節 基本的な考え方

甲は、乙による本業務の実施状況が要求水準を満たしていることを確認するために、運転管理状況等のモニタリングを行う。

第2節 モニタリングの考え方

乙が提出するセルフモニタリング報告書の内容を踏まえ、甲は、乙に対し、随時、本業務の対象範囲と定めている事項に関する補修状況の確認や、補修方法についての協議を行えるものとし、必要に応じて補修計画書の見直しを求めることができるものとする。

なお、乙は甲に報告なく補修計画の修正や、維持補修を行うことはできない。

第3節 第三者機関への委託

甲は、第三者機関に対しモニタリングに関するアドバイスを求めることができるものとする。

この場合、モニタリングにより確認された本業務の実施状態等については、原則として第三者機関に公開できるものとする。

第4節 改善要求等

甲は、モニタリングにより乙が要求水準書及び事業者が作成した企画提案書、並びに運営マニュアル及び業務委託契約書等に定める要件を満たしていないと判断できた場合には、乙に対して改善を要求することができる。

なお、改善要求に関する協議等を行ったにもかかわらず、上記要件が満たせない状況が継続する場合、一定期間の猶予を設けた上で、委託費の減額等の措置を乙に対して講じることができる。

第5節 モニタリングの項目

本業務期間中においては、以下の項目について書類の確認等によるモニタリングを実施するものとし、乙は、以下の確認書類を作成しなければならない。

項目	確認書類	備考
受付・搬入管理業務	統計データ(搬入量等)	月・年
	統計データ(手数料関連)	月・年
	展開検査報告書	展開検査時
	受託事務実績報告書	収納金額に関する事項
運転管理業務	運転管理計画書	計画との差異
	分析結果報告書	年
	有価物売却益報告書	月・年
	統計データ(運転)	日・月・年
	統計データ(用役)	日・月・年
	日常巡回点検記録	日
用役管理業務	用役調達管理計画書	年
運転管理業務	点検・検査報告書	年
	補修工事報告書	年
	更新工事報告書	年
	セルフモニタリング報告書	月
	精密機能検査報告書	3年毎
環境管理業務	訓練状況報告書	実施時
防災管理業務	防災訓練報告書	実施時
	事故報告書	事故発生時
その他関連業務	植栽管理報告書	年
	経営状況報告書	年(SPC の場合)

第11章 本業務期間終了時における事項

第1節 本業務終了後の検討

本業務が終了する2年前から、本施設の運営方法等に関する検討を進める予定であるため、乙は甲の検討に協力すること。

なお、本業務が終了した後、本施設の運営を甲が自ら実施するか、公募等の方法により新たな受託者を選定することとなった場合、以下の事項に関して協力すること。

- ①新たな受託者の選定に際して、資格審査を通過したものに対する資料の開示
- ②新たな受託者による本施設の業務の実施状況の視察
- ③業務期間中の引継ぎ(3ヶ月程度)
- ④新たな受託者の円滑な業務開始に必要な支援

第12章 その他留意事項

第1節 大規模修繕工事

本業務の終了までの間に、甲は本施設の大規模修繕工事(基幹的設備改良工事を含む)を実施する方針としている。

そのため、乙は甲の当該工事に対する検討に協力すると同時に、当該工事を実施する期間の運転管理業務及び維持管理業務についても、乙は甲に協力すること。

なお、当該工事を実施する段階において、環境省の交付金事業である基幹的設備改良工事の該当の有無を検討し、詳細を確定するものである。ただし、現段階においては下記に示す設備機器を大規模修繕工事の対象として想定している。

区分	設備機器名
受入供給設備	ごみクレーン(本体)
燃焼設備	火格子 耐火物(全面)
燃焼ガス冷却設備	過熱器
排ガス処理設備	減温塔(本体) ろ過式集じん装置(本体)
余熱利用設備	蒸気タービン(本体)
通風設備	空気予熱器(本体)
灰出し設備	コンベヤ(飛灰関連) 灰クレーン(本体)
電気計装設備	受変電装置 DCS モニター